

V 処 遇（児童福祉施設（保育所を除く））

【文書指摘：C、口頭指導：B、その他（助言）：A】

主眼項目 項目	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分	
適切な入所者処遇の確保	施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。	児童基準第5条、第23条、第29条、第44条、第75条 H12年児発第471号別紙1-2-(2)-第1	聞き取り等により確認	施設による処遇は、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮すること 同上 (配慮に欠ける点があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	C B	
	施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。	同上	聞き取り、実地により確認	施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限しないこと	C	
	施設の処遇等について、児童の保護者等及び関係機関(児童相談所及び福祉事務所等)との連携調整が図られているか。	児童基準第25条、第31条、第47条、第78条 H12年児発第471号別紙1-2-(2)-第1	聞き取り等により確認	施設の処遇等について、児童の保護者等及び関係機関(児童相談所、福祉事務所等)との連携調整を図ること	C	
処遇(施設支援)計画	処遇(施設支援)計画は適切に策定されているか。 【児童】自立支援計画	児童基準第24条の2、第29条の2、第45条の2、第76条 H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-1(1)	聞き取り、策定された個別処遇計画(方針)が記入されている台帳により、策定・見直し状況を確認 聞き取りにより、未策定の理由を検証	処遇(施設支援)計画は、全ての入所者について策定すること 同上 (策定していない事例があるがやむを得ない事情があると認められるとき)	C B	
	【処遇(施設支援)計画】 日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果並びに入所者本人の希望に基づいて策定されているか。		処遇計画及び聞き取りにより確認 【処遇計画の内容】(施設種類によって異なる) ①訓練 ②健康管理 ③日常生活の援護 ④リハビリ ⑤余暇指導 ⑥その他	処遇計画は、定期的な調査結果及び入所者本人の希望に基づき策定すること。 (定期的な調査結果や入所者本人の希望に係る意向確認等を全く行っていない場合) 同上 (定期的な調査結果や入所者本人の希望に基づかず策定している事例がある場合) 同上 (調査結果や本人の希望に基づかず策定している事例があるがやむを得ない事情があると認められる場合)	C B A	
	処遇(施設支援)計画は、入所後、適切な時期に、ケース回議の検討結果等を踏まえた上で策定され、必要に応じて見直しが行われている。		児童基準第24条の2、第29条の2、第45条の2、第76条 H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-1(1)-ア	会議録、処遇計画、聞き取りにより確認 【児童】処遇検討会議	処遇計画は、入所後、適切な時期にケース回議等の検討結果を踏まえた上で策定し、必要に応じて見直しを行うこと 同上 (見直しが行われているが、時期及び検討方法等に一部適切でない等不十分な事例がある場合)	C B
	入所者の処遇(支援に関する)記録等は整備されているか。		児童基準第14条 H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-1(1)-ウ	処遇記録、聞き取りにより確認	入所者の処遇(支援)に関する記録等を整備すること 同上 (記録が整備されているが、記載に漏れがある場合にまたは入所直後にある等のやむを得ない事情により記録が整備されていない場合) 同上 (記録は整備されているが、記載内容に統一性がない等、不十分な点がある場合)	C B A

主眼項目 項目	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分			
	機能訓練が、必要なものに対して適切に行われているか。	H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-1-(2)	次の書類及び聞き取りにより確認 ①入所者台帳・記録票・児童票(台帳) ②処遇日誌・保育日誌等により、実施状況を確認	入所者に対し必要な機能訓練を実施すること (機能訓練が全く実施されていない場合)	C			
				同上 (機能訓練が一部行われていない等、不十分な事例がある場合)	B			
				同上 (必要な機能訓練が行われていない事例があるが、やむを得ない事情があると認められている場合)	A			
入所者の生活環境の確保	施設整備等生活環境は適正に確保されているか(設備の専用)。	児童基準第5条 H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-2	実地、聞き取り等により、最低基準への適合、危険箇所等を確認。	施設内の各設備は原則としてその施設の専用とすること。	C			
				同上 (専用にしていない設備があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	B			
				施設設備等を変更した場合は、1か月以内に届出を行うこと。	C			
	施設設備等の変更について、1か月以内に届出がなされているか。(第一種社会福祉事業)	社福法第63条	実地、聞き取りにより無届の設備用途の変更等の有無を確認。 【施設設備等】 ① 施設の名称及び種類 ② 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況 ③ 条例、定款その他の基本約款 ④ 建物その他の設備の規模及び構造 ⑤ 事業開始の予定年月日 ⑥ 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴 ⑦ 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法	同上 (変更していた箇所が、最低基準に定めのある設備ではなかった場合)	B			
				施設は、入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、障害に応じた配慮がなされているか。	児童基準第19条,第26条,第41条,第72条 H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-2-ア	【危険箇所例示】 ①階段・ベランダ・窓・ベッド等からの転落防止 ②ガラス・壁・床等の破損や段差 ③非常口・非常階段の管理 ④家具・備品の転倒、棚からのテレビなど落下防止 ⑤扉や戸の危険防止 ⑥屋外設備の安全性の確保 ⑦マンホール・排水口・用水路等の危険防止	施設は、入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備にすること。 (危険箇所例示に該当する事例があり、対策が全く講じられていない場合)	C
							同上 (危険箇所例示に該当する事例があるが、修繕について対応中である等、やむを得ない事情が認められる場合)	B
	居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。	児童基準第19条,第26条,第41条,第72条 H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-2-イ	【留意点】 修繕が必要な箇所が放置されていないか	居室等は、設備及び運営基準にあった構造にすること。 (入所者がある居室等に不備がある場合又は修繕が必要な箇所に措置がなされていない場合)	C			
				同上 (居室等に不備があるが、当該居室等に入所者がいない場合)	B			

主眼項目 項目	着眼点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。	児童基準第5条 H12年児発第471号 別紙1-2-(1)-第1-2-ウ	実地、処遇日誌等、及び聞き取りにより確認	居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切にすること。 (居室等の清掃等が、全く実施されていない場合)	C
				同上 (居室等の清掃等の実施が一部不十分な場合)	B
				同上 (不適切な事例には該当しないが、居室等の清掃等の実施が一部不十分な場合)	A
食事 給食	適切な給食を提供するよう努められているか。 必要な栄養量が確保されているか。	児童基準第11条 H12年児発第471号 別紙1-2-(1)-第1-1-(3)-ア	事前提出資料、聞き取りにより確認	給食は、適切な栄養量を確保し、適切に提供すること。 (必要な栄養量が確保された食事が提供されておらず、かつ、確保にも努めていない場合)	C
				同上 (適切な栄養量が確保されていない事例がある場合)	B
				同上 (実施状況が不十分な事例があるが、事故・災害等のやむを得ない事由がある場合)	A
	食事の時間は家庭生活に近い時間となっているか。	児童基準第11条 H12年児発第471号 別紙1-2-(1)-第1-1-(3)-エ	事前提出資料、聞き取り、現地確認により確認	食事は、家庭生活に近い時間に提供すること。 (食事時間が定められていない場合)	C
				同上 (家庭生活に近いとはいえない時間に食事が提供されている事例がある場合)	B
				同上 (家庭生活に近いとはいえない時間に提供されている事例があるが、やむを得ないと認められる場合)	A
嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど工夫がなされているか。	児童基準第11条 H12年児発第471号 別紙1-2-(1)-第1-1-(3)-イ	事前提出資料、会議録、給食日誌等により、嗜好調査・残菜調査の実施の有無を確認	嗜好調査、残食(菜)調査、検食等は適切に行うこと。 (嗜好調査等が全く実施されておらず、結果について献立に反映する工夫がなされていない場合)	C	
			同上 (嗜好調査等について、実施漏れがある場合または、嗜好調査等は実施しているが、その結果等を献立に反映する工夫がなされていない場合)	B	
【児童】給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適切に行われているか。	H12年児発第471号 別紙1-2-(2)-第2-【共】-(4)	給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録を確認	給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録を適正に行うこと。	B	
			同上 (記録漏れがある場合)	A	
入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。	児童基準第11条 H12年児発第471号 別紙1-2-(1)-第1-1-(3)-ウ	聞き取り、献立表等により、入所者の状況により調理内容が配慮されているか検証	食事は、入所者の身体状態に合わせた調理内容(キザミ、とろみ食等を含む。)にすること。 (入所者の身体状況が全く考慮されていない食事を提供している場合)	C	
			同上 (入所者の身体状況に合わせた食事の提供の状況が不十分な事例がある場合)	B	

主眼項目 項目	着眼点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)についての配慮がなされているか。	H12年児発第471号別紙1-2-(2)-第2-【共】-(5)	聞き取り、献立表等により、入所者の状況により調理内容が配慮されているか検証	3歳未満児に対する献立、離乳食等の調理について配慮をすること。	B
	食器類の衛生管理に努めているか。	児童基準第10条 H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-1-(3)-カ	実地、事前提出資料等により、厨房・保存食等の実施状況を確認 【項目】①調理従事職員専用の便所 ②手洗消毒設備 ③防虫、防そに対する配慮がなされている整理整頓されている ④食器消毒が完全で、衛生的な保管 ⑤食品の保管設備、防虫、防そ設備	食器類の衛生管理に努めること。 (食器類の衛生管理に全く努めていない場合)	C
				同上 (食器類の衛生管理の状況が一部不適切である場合)	B
				同上 (適切でない項目に該当しないが、これらに類する実施が不十分な事例がある場合)	A
	保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。 また、原材料についても全て保存されているか。	児童基準第10条 H8年社援第117号 H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-1-(3)-オ	実地、事前提出資料、聞き取りにより確認  ( 月 日分確認)	保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管すること。 また、原材料についても保存すること。 (保存食が全く保存されていない場合)	C
給食関係者の検便は、適切に実施されているか	H9年社援第65号 児童基準第10条 H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-1-(3)-キ	事前提出資料、検査結果等により、調理員等の検便実施状況を確認	同上 (原材料や保存日数に漏れがある場合、または、冷凍保存の温度等、保存の方法が不適切である場合)	B	
入浴	適切な入浴等が確保されているか。入所者の入浴又は清拭は、適切な方法により行われているか。 【児童】1週間に少なくとも2回以上	児童基準第10条 H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-1-(4)	処遇日誌、ケース記録、聞き取り等により確認	給食関係者の検便は、適切に実施すること。 (給食関係者の検便が全く実施されていない場合)	C
				同上 (給食関係者の検便が実施されていない事例がある場合)	B
				同上 (実施されているが、実施状況が不十分な場合)	B
	特に入浴日が行事日・祝日等に当たった場合は、代替日を設けるなど入浴等が確保されているか。	同上	事前提出資料、聞き取りにより確認	入所者の入浴等は適切に行うこと。	C
				同上 (実施されているが、入浴記録の記入漏れがある場合)	A
				入浴日が、施設の行事日・祝日等に当たった場合は代替日を設けるなど、週2回の入浴等を確保すること。 (入浴日が施設の行事日等に当たった場合の入浴の取扱が定められておらず、週2回の入浴が全く確保されていない場合)	C
				同上 (入浴日が施設の行事日等に当たった場合に代替日が設けられておらず、週2回の入浴が確保されていない事例がある場合)	B
				同上 (週2回の入浴等が確保されていない事例があるが、体調の不調等によりやむを得ないと認められる場合)	A

主眼項目 項目	着眼点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
排泄	入所者の状態に応じた排泄ケア及びおむつ交換が適切に行われているか。	H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-1-(5)	事前提出資料、実地、聞き取りにより確認	入所者の排泄ケア及びおむつ交換は、入所者の状態に応じ適切に行うこと。	C
				同上 (実施されているが、実施状況が不十分な場合)	B
排泄	排泄の自立についてその努力がなされているか。  トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。 換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。	同上	事前提出資料、実地、聞き取りにより確認	入所者の排泄ケアについて、自立に繋がるよう取り組むこと。 (トイレ等に入所者の特性に応じた工夫がされていないまたは換気、保温及び入所者のプライバシーの確保が全く配慮されていない場合)	C
				同上 (トイレ等に入所者の特性に応じた工夫がされていないまたは換気、保温及び入所者のプライバシーの確保が一部配慮されていない場合)	B
				同上 (実施されているが、実施状況が不十分である場合)	A
衛生	衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。	児童基準第10条 H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-1-(6)	実地、聞き取りにより状況を確認	入所者の被服や寝具は、衛生的にすること。 (衛生的な被服及び寝具の確保について、全く務めていない場合)	C
				同上 (衛生的な被服及び寝具の確保について、努めているが、不十分である場合)	B
				同上 (衛生的な被服及び寝具の確保について、一部不十分であるが、やむを得ない事由が認められる場合)	A
レクリエーション	レクリエーションの実施等が適切になされているか。	H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-1-(8)	実地、聞き取りにより状況を確認	レクリエーションは適切に実施すること。 (レクリエーションが全く実施されていない場合)	C
				同上 (レクリエーションが実施されているが、実施状況が記録されていない場合)	B
				同上 (レクリエーションが実施されているが、実施状況が不十分である場合)	A
孤立・自活への支援援助	入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立・自活等への援助が行われているか。	H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-3	実地、聞き取りにより状況を確認	入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立・自活等への援助を行うこと。 (自立・自活等の援助が全く行われていない場合)	C
				同上 (自立・自活等の援助が実施されているが、実施状況が記録されていない場合)	B
				同上 (自立・自活等の援助が実施されているが、実施状況が不十分である場合)	A

主眼項目 項目	着眼点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
健康管理	医学的管理は適切に行われているか。 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等 に対する対策は、適切に行われているか。	児童基準第12条 H12年児発第471号 別紙1-2-(1)-第1- 1-(7)-ア	施設指導台帳、事前提出資料、入所者健 康診断関係書類により確認	入所者の定期の健康診断、衛生管理及び感染症等 に対する対策を適切に行うこと。	C
				同上 (入所者の身体状況等により実施していない者があ る等やむを得ないと認められる場合)	B
健康管理	【児童】年2回以上の健康診断が行われてい るか。	児童基準第12条	関係書類、聞き取りにより状況を確認	入所者の定期の健康診断は、年2回以上行うこと。	C
	【児童】健康診断の結果の記録・整理・保管 が適切に行われているか。	H12年児発第471号 別紙1-2-(2)-第2- [共](1)	健康診断記録により確認	同上 (入所者の身体状況等により実施していない者があ る等やむを得ないと認められる場合)	B
医学的管理	施設の種別、入所定員の規模別に応じて、 必要な医師、嘱託医が置かれているか(必要 な日数、時間が確保されているか。) また、個々の入所者の身体状態・症状等に 応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管 理が行われ、看護師等への指示が適切に行 われているか。	児童基準第21条、第 27条、第42条、第73条 H12年児発第471号 別紙1-2-(1)-第1- 1-(7)-イ	関係書類、聞き取りにより状況を確認	施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要 な医師、嘱託医を配置し、必要な勤務日数、時 間を確保すること。また、個々の入所者の身体 状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による 医学的管理を行い、看護師等への指示を適切 に行うこと。 (配置していない又は配置しているが必要 な日数等が確保されていない場合)	C
				同上 (看護師等に必要の指示がなされていない場合 又は配置医師の出勤状況が確認できない場 合)	B
	【児童】乳幼児突然死症候群の事故防止に 努めているか。	H12年児発第471号 別紙1-2-(2)-第2- [共](2)	聞き取りにより状況を確認	乳幼児突然死症候群の事故防止に努めること。	B
相談連絡体制	家族との連携に積極的に努めているか。 また、入所者や家族からの相談に応じる体 制がとられているか。 相談に対して適切な助言、援助が行われて いるか。	H12年児発第471号 別紙1-2-(1)-第1- 1-(9)	関係書類、聞き取りにより状況を確認	入所者や家族からの相談に応じる体制を整える こと。また、相談に対し、適切な助言、援助を 行うこと。 (家族との連携、入所者や家族からの相談に 応じる体制が全く整備されていない場合)	C
				同上 (入所者や家族からの相談に応じる体制が整 備されているが、助言、援助が不十分な事 例がある場合)	B
	関係機関(児童相談所等)との連携が図ら れているか。	児童基準第25条、第 31条、第47条、第78条 H12年児発第471号 別紙1-2-(1)-第1- 1-(11)	聞き取りにより状況を確認	実施機関と必要に応じた連携を図ること。 同上 (図られているが、他機関との連携強化が 望ましいと認められる事例がある等、連携が 不十分である場合)	C B

主眼項目 項目	着眼点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
苦情受付	苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決に適切に対応しているか。	児童基準第14条の3  H12年児発第471号別紙1-2-(1)-第1-1-(10)	聞き取り、苦情記録等により確認 ①苦情解決の取り組み状況 ②規程の制定状況 ③苦情解決責任者の選任(施設長、理事長等) ④苦情受付担当者の選任(職員) ⑤第三者委員の選任(複数、評議員(理事除く)監事、民生委員など) ⑥利用者への周知(施設掲示、パンフレット配布等) ⑦苦情受付及び報告(苦情解決責任者、第三者委員) ⑧苦情解決へ向けての話し合い ⑨苦情解決の記録、報告 ⑩解決結果の公表(事業報告書、広報誌等)	苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決に適切に対応すること。 (規程が制定されていない若しくは苦情解決責任者または担当者が選任されていない等、苦情解決に全く対応していない場合)	C
				同上 (規程に沿って苦情が解決されていない、第三者委員が複数選任されていない等、対応が不十分である場合)	B
				同上 (対応に不十分な点があるが、職員の異動等による一時的な委員の欠如等、やむを得ない事情が認められる場合)	A
《基本》 基本的生活等	【児童入所施設】 児童の意見を表明する機会が十分に確保されているか。	H12年児発第471号別紙1-2-(2)-第1-1-[児](1)	聞き取り等により確認	児童の意見を表明する機会を十分に確保すること。	B
	児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮し、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしていないか。	H12年児発第471号別紙1-2-(2)-第1-1-[児](2)	聞き取り等により確認	児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮し、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしていないこと。	C
	児童の権利擁護に関する施設内研修が実施されているか。	H12年児発第471号別紙1-2-(2)-第1-1-[児](2)	聞き取り等により確認	児童の権利擁護に関する施設内研修を実施すること。 同上 (実施されているが、実施状況が不十分な場合)	C B
	養育、生活支援、養護等が適切に行われているか。	児童基準第23条、第29条、第44条、第75条	処遇日誌等により確認	養育、生活支援、養護等を適切に行うこと。 同上 (実施していない事例があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	C B
レジオネラ防止対策 (循環式浴槽を保有している施設に限る。)	水質検査を実施しているか。	児童基準第10条 H13年社援基発第33号	検査結果書類で確認	【連日使用型の場合】 水質検査は、年に2回以上実施すること。	C
				【毎日完全換水型の場合】 水質検査は、年に1回以上実施すること。	B
				同上 (既に改善されている場合)	C

主眼項目 項目	着眼点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	水質基準を満たしているか。	同上	検査結果書類で確認 ・濁度は、5度以下であるか ・過マンガン酸カリウム消費量は、25mg/L以下であるか ・大腸菌群は、1個/mL以下であるか ・レジオネラ属菌は、10CFU/100mL未満であるか ・アンモニア性窒素は、1mg/L以下であるか	浴槽水は、水質基準を満たしたものにすること。	C
				同上 (既に改善されている場合)	B
	水質検査の結果を保存しているか。	同上	検査結果書類で確認	水質結果は3年以上保存すること。 (水質結果が全く保存されていない場合)	C
				同上 (水質結果が保存されていない年度がある場合)	B
	遊離残留塩素濃度を記録し、保存しているか。	同上	検査結果書類で確認	遊離残留塩素濃度を記録し、3年間は保存すること。 (記録が全く保存されていない場合)	C
				同上 (記録が保存されていない年度がある場合)	B
	浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、通常0.2～1.0mg/Lに保たれているか。	同上	記録書類等で確認	浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、通常0.2～1.0mg/Lに保つこと。 (濃度が全く測定されておらず、適正な濃度に保たれていることが全く確認できない場合)	C
				同上 (濃度が適正な数値に保たれていない事例がある場合)	B
	浴槽の清掃・消毒状況 <b>【連日使用型】</b> 1週間に1回以上完全換水を行い、消毒、清掃しているか。  <b>【毎日完全換水型】</b> 毎日清掃しているか。 1か月に1回以上消毒しているか。	H13年社援基発第33号	記録書類等で確認	浴槽の清掃・消毒は適切に行うこと。 (清掃・消毒が全く行われていない場合)	C
				同上 <b>【連日使用型】</b> 1週間に1回以上完全換水を行い、消毒、清掃を行うこと。	B
				同上 <b>【毎日完全換水型】</b> 清掃を毎日行うこと。また、1か月に1回以上、消毒を行うこと。 (清掃・消毒が実施されていない事例がある場合)	B
	ろ過器の消毒を1週間に1回以上実施しているか。	同上	記録書類等で確認	ろ過器の消毒は、1週間に1回以上実施すること。 (消毒が全く実施されていない場合)	C
				同上 (消毒を実施していない事例がある場合)	B



主眼項目 項目	着眼点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	年1回程度は、循環配管内のバイオフィルムを除去・消毒しているか。	同上	記録書類等で確認	年1回は、循環配管内のバイオフィルムを除去し、消毒を行うこと。 (バイオフィルムの除去等が全く実施されていない場合) ..... 同上 (バイオフィルムの除去等が実施されていない事例がある場合) ..... 同上 (レジオネラ防止対策について、不適切な事例があるが、やむを得ないと認められる場合または記録等から実施の状況が確認できない場合)	C ..... B ..... A
非常災害対策 【重点監査項目】	非常災害に関する具体的な計画(消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等に対処する計画)を立てているか。	児童基準第6条	関係書類、聞き取りにより状況を確認	非常災害に関する具体的な計画(消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等に対処する計画)を立てること。 (計画が全く策定されていない場合または施設が土砂災害警戒区域等に指定されているにもかかわらず、消防計画のほかに風水害に係る計画を策定していない場合) ..... 同上 (土砂災害警戒区域等に指定されていないが、消防計画のほかに風水害に係る計画を策定していない場合)	C ..... B
	非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知しているか。	H12年児発第471号 別紙1-2-(1)-第2-3-イ	関係書類、聞き取りにより状況を確認	非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に職員に周知すること。 (連絡体制を整備していない場合) ..... 同上 (連絡体制を整備しているが、周知が不十分である場合)	C ..... B
	平常時から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制が整備されているか。	児童福祉施設設備 基準等条例第2条 第8項	関係書類、聞き取りにより状況を確認	平常時から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を整備すること。 (理由もなく体制が整備されていない場合) ..... 同上 (体制が整備されていないが、整備について検討がなされており、やむを得ない事由が認められる場合) ..... 同上 (体制を整備しているが、内容が不十分である場合)	C ..... B ..... A

主眼項目 項目	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	非常食等、非常災害時に活用できる物資（3日分程度の食料・飲料水・生活用品等）が備蓄されているか。	児童福祉施設設備基準等条例第7条第3項	関係書類、聞き取り、点検リストにより状況を確認	非常食等、非常災害時に活用できる物資を備蓄すること。 同上 （非常食が備蓄されているが、保存の期限が切れている等、備蓄しているとは認められない場合） 同上 （非常食が備蓄されているが、施設定員数に比して明らかに備蓄量が不足している等、備蓄が不十分である場合）	C B A
人権擁護、虐待防止等のための必要な体制整備について 【重点監査項目】	①虐待防止責任者は選定されているか。 ②虐待防止の掲示物を見やすい場所に掲示されているか。 ③倫理綱領・行動規範等を定め職員に周知徹底しているか。 ④従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しているか。 ⑤職員が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境を整備しているか。 ⑥施設内虐待が発生した場合、市への報告が速やかに行われる体制となっているか。 ⑦子どもの意見表明の機会を確保できているか。意見の取扱いについて十分な活用がなされているか。	児童基準第5条第1項、第9条、第9条の2 H18年雇児総発第1006001号	事前提出資料、実地、聞き取りにより確認	利用者の人権擁護、虐待の防止のため、必要な体制等を整備すること。 （実施していない項目が1項目以上ある場合）  同上 （実施されているが、実施状況が不十分な場合）	C B
児童手当の施設内での管理状況	①児童手当をその他の財産と区分して管理できるよう、児童名義の口座に児童手当を預け入れて管理しているか。 ②児童名義の通帳の施設内における保管方法、金銭出納手続等必要な事項を定めた管理規程を整備しているか。 ③退所後、児童に係る金銭を当該児童に取得させているか。措置変更の場合は、措置変更先の施設に引き継いでいるか。 ④民法第830条第1項の意思表示を行っているか。	児童基準第12条の2 児童福祉施設設備基準等条例第10条第2項 H23年雇児発0930第7号 H12年児発第471号別紙1-2-(2)-第1-1-【児】-(8)	事前提出資料、実地、聞き取りにより確認 ①児童手当用口座の確認 ②管理規程の有無、内容について確認 ③平成23年10月1日以降に退所した児童について、当該児童に取得させたことを確認。また、措置変更の場合は、引き継ぎリスト等により確認。 ④施設の設置者が民法第830条第1項の意思表示を文書で行ったか確認。	児童の財産管理を①～④の方法により適正に行うこと。 （実施していない項目が1項目以上ある場合）  同上 （実施されているが、実施状況が不十分な場合）	C B

主眼項目 項目	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
その他	児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	児童基準第6条の4	実地、聞き取りにより状況を確認	児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。	A